



2024.10 発行第 187 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

<https://gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

郡上産品販路拡大支援事業

第98回東京国際ナショナル ギフト・ショー[®] 秋2024



日本最大の国際見本市「第 98 回東京国際ナショナル・ギフトショー」が東京ビッグサイトで開催されました。また「第 36 回グルメショー」も同日開催され、郡上市商工会からはギフトショー 6 社、グルメショーに 11 社の事業所が出展しました。

郡上市商工会では、地域や風土、伝統や文化、自然の恵みによって育まれる様々な作り手のこだわりや想い、ストーリーが詰まった郡上の産品をマーケットに繋ぐことを目的とし、出展者の募集を行い、準備を進めてまいりました。



今回出展いただいたギフトショー 6 社、グルメショー 11 社の計 17 社の事業所の方には、展示会で効果的な商談を進めて頂く為、事前に商談会攻略セミナーを開催し、自社商品の魅力の伝え方について学んでいただきました。

また商談会当日は、展示会参加者に興味を示していただけるように、郡上市商工会ブースとして統一したレイアウトを施し、訴求力を高めました。コンセプトは、

「海はないが、すべてがある・郡上の風土×産業＝SDGs」と題し、郡上市の産品の PR に務めました。

出展期間中、ブースでは商品 PR や商談が盛んに行われました。今後は来場者に対して実施したアンケートを集計し、商品開発やサービス向上に活用していく予定です。

また、郡上市商工会では、今回のギフトショーとグルメショー出展支援の他、郡上産品販路拡大支援事業として、「第 19 回しんきんビジネスマッチングビジネスフェア 2024」へ参加する予定です。これらの取り組みにより販路開拓の機会を増やし、新たなビジネスチャンスに繋げていただければ幸いです。



女性部 視察研修 石川県能美市



女性部事業『視察研修』で5年ぶりに復興応援も兼ね、全女連のおもてなし事業を活用して、石川県能美市へ行きました。双方の代表がお互いの活動を発表しました。その後、食事を兼ねて交流会を実施し、震災発生時の様子を聞き、お互いの地域の現状や事業のこと情報交換し、来年はこちらへ踊り体験に来たいと言っていました。

能美市の特産品である九谷焼の破棄した陶器の破片使ってアクセサリー作り、工芸品の鑑賞と買い物をして消費による復興応援を少しいたしました。能美市は震災の跡形はありませんでしたが、まだ石川県北部の国道から外れたところは復興が進んでいません。皆さん、是非石川県へ訪れてください。

事業継続力強化計画策定セミナー

開催日：10月11日(金) 13:30~15:00

会場：関市西商工会
関市武芸川町八幡 1443-4

講師：伊藤 哲夫 氏
事業継続推進機構認定 事業継続主任管理士

内容：事業継続力強化計画の策定手順
セミナー終了後、ご希望により個別相談を承ります。

詳細：9月号のチラシをご覧ください。

申込：電話(66-2311)、FAX(66-2312)

大規模災害が発生しても事業を存続できる経営が必要

近年相次ぐ大規模災害



大地震



戦争・紛争



インフラエンジニア流行



システム障害

災害による予想されるリスク



従業員の安全



オフィスの損壊



重要資産の喪失



顧客の信用失墜

災害リスクに備えるため、BCP事業継続計画が求められる

Instagram活用セミナー(集団)

開催日：10月25日(金) **基礎編** 13:30~15:00 **応用編** 15:00~16:30

会場：郡上市産業プラザ 4階交流ホール

講師：和性 真澄氏

内容：基礎編は投稿とフォローの操作、応用編は写真の加工、投稿ネタのヒント

詳細・申込：商工会だより同封のチラシにてお申込みください。

必ずチェック!

令和6年10月1日より最低賃金が改正されます

岐阜県最低賃金を改正
時間給 **1,001円**

令和6年10月1日から
岐阜労働局

最低賃金は、パートタイマー・アルバイト・臨時・委託などの雇用形態や呼称に関係なく、**働くすべての方に適用**されますので、従業員全員が**最低賃金額以上**になっているか、必ず確認してください。



【厚生労働省から『雇用保険』に関するお知らせです】

雇用保険の手続き漏れはありませんか？

取得: (1)31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。

(2)1週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

喪失: (1)、(2)条件から外れた場合

(退職事由に限らず)貴社を退職された場合

遡及手続きが増えております。必ず、従業員さんの雇い入れ、退職時にご確認して、手続きを迅速に行ってください。

